

古賀市障害者施策推進協議会 会議録

日 時：平成 30 年 6 月 28 日（木）19：00～21：00

場 所：サンコスモ古賀 201 研修室

参加者：委 員・・・別紙名簿のとおり

傍聴人・・・0 名

事務局・・・野村部長、川上課長、割石係長、小林、渡邊、黒木、村山、大崎

《開会宣言》

15 名中、4 名が欠席。出席が 11 名となり、過半数を超えているため、本協議会成立。

1. 古賀市保健福祉部長あいさつ 【19：00～】

古賀市では障害者施策に関し、2つの計画を策定している。一つは、障害者基本法に基づく、「第3期 古賀市障害者基本計画」（6 ヶ年）で、本市における障害施策全般に係る理念や方針を定めた計画となる。もう一つは、障害者総合支援法に基づく、「第4期 古賀市障害福祉計画」（3 ヶ年）で、具体的な障害福祉サービスの量を見込み、その提供体制を計画するもの。

本日は、この二つの計画における平成 29 年度の取り組み状況等の報告をさせていただき、皆様からの御意見を賜りたい。頂戴した意見については今後の取り組みに生かして参りたい。

2. 委嘱書交付

人事異動で前任の方から変わっておられる方に委嘱書の交付をさせていただく。なお、委員になられる方は非常勤の特別職公務員となるため、敬称は略で統一させていただいている。

（篠原 幹浩 委員に、野村部長より委嘱書を交付）

3. 「第3期古賀市障害福祉計画」（障がい者福祉プラン・こが）の進捗状況について

委員

新しく委員になっていただいた篠原委員のご参加もあり、より新たに意見が出れば施策に反映されるのではないかと考えられる。皆様からの意見を頂戴したい。

平成 29 年度の進捗状況ということで事務局から報告いただくことになる。前回と異なるところは資料に評定があるところであり、4段階評価となっている。

事務局

資料 2 参考資料集を基に、古賀市の障害者の現況等を報告させていただく。

（以降、資料を基に現況報告）

事務局

続いて、資料 1 を用いて進捗状況を報告させていただくが、まずは、「第 3 期古賀市障害福祉計画」（障がい者福祉プラン・こが）との関係性を説明する。P22～P34 に第 1 章～4 章として基本方針、現状と課題、施策の方針を示しており、ここに重点施策を示しており、これが資料 1 と対応している。今年度は評価という欄を設けている。評価基準については、資料左下に記載している。

（以降、資料を基に主な部分に絞り、進捗状況を報告）

《質疑》

委員

資料 1 の 7/8 ページ、権利擁護について伺いたい。これは古賀市としての評価か。古賀市社会福祉協議会の評価ではないとの認識で良いか。

事務局

古賀市 福祉課としての評価となっている。

委員

以前の委員会の中で、この計画を策定する時のアンケート調査で「成年後見制度を知っていますか。」との質問があった。その時、名前も内容も知らないと回答をした人が 41%。名前は聞いたことがあるが、内容は知らないと回答した人が 30%もいて、制度を知らない人が 71%に上っていた。そこに対する周知や冊子の活用について考える必要がある。

委員

現在、安心生活サポート事業を利用しているのは 77 名。年間で 5～10 名弱増えている状況。市民後見人は現在 2 名の利用となっている。予備軍に該当するような方、市民後見人が必要となる方が徐々に増えてきている。ですから、市民後見人となれる方を養成していかないと、不足する時が来るのではないかと考えている。

委員

現在は、生活面では予行練習をしているということですかね。資格は有していないが、なれそうな人がたくさんいらっしゃる。今後、後見人を担える人を増やすために、今後、どう働きかけていくかというところが課題でしょうか。

事務局

社協で実施されて安心生活サポート事業では、障がい者の金銭管理や身上監護を行って、77 名と年々増加している。現在、後見人を立てるまでには至っていないが、今後、高齢化が進み、独居の方が増えてくると思われ、後見人が必要となってくる話ではあると考える。将来を見据えた、福祉課としての周知の仕方が十分でないということから、評価を 2 としている。

委員

資料 2 参考資料集の聴覚障害者の増加割合について、若い世代が増えているのか？

事務局

P3 にグラフがあり、年齢別の件数を記載している。高齢者が増えているという状況。

委員

資料 2 のグラフについて、色の工夫をしてもらいたい。色合いが見づらい。分かり易く作成してもらいたい。

事務局

次回から、改善する。

委員

資料 1 の 6/8 の防災・防犯体制の充実の部分で伺いたい。避難行動要支援者登録をさらに推進していくとあるが、障がいを持たれている方の登録状況の割合を教えてください。また周知の仕方について、特に窓口以外でも周知する方法を検討してもらいたい。例として、福津市を挙げれば、民生委員につなげる前段階で、行政の窓口で案内しても登録しようとする人が少ない状況があった。そこで福祉サービスの事業所へ周知をし、事業所職員が案内をすることで身近な人、馴染みの人からの声かけとすることで、登録者が少し増加したという成果があった。行政職員からだけでなく、様々な会議等で福祉サービスの事業所に周知を行い、推進してはどうだろうか。

事務局

避難行動要支援者登録の状況については障がい者だけでなく高齢者等も含めて、平成 29 年度の取り組み実績で要支援者を 100%と捉えた内の 70%の方から登録をいただいている。

この数値は、避難行動要支援者登録制度について理解をいただき、同意いただけた方となっている。残り 30%については、民生委員の調査において会いたくない方や明確な意思をもって同意されない方、プライバシーを守りたい方となっている。

先ほどの支援者への働きかけ、周知については今のところできていない状況であるため、福津市の取り組みも参考にしていきたいと考えている。

委員

私自身の家庭は登録していない。家族と一緒に居るか、若しくは施設に居る状況しかないと、自分たちで支援できるかなと考えている。他人に迷惑をかけたくないという思いは多くの方が持っているのではないだろうか。あてにしないで自分や家族、隣近所の方で日頃の活動をやっている方も多いのではないか。

委員

私は登録をしているが、大阪の地震の際に、各地域の身元確認の状況がかなり異なっていた。すぐに名簿にして確認に使っていた市町村もあった。やはり、命に関わる時や、何かあった時には必要な制度であると考えている。

委員

障がい者の避難誘導の実施等が書かれているが、実際に訓練に活用したことはあるか。

事務局

障がいのある方に限定した訓練は実施していないが、高齢で車椅子利用の方を含めた避難訓練を自主防災組織で取り入れているところはある。

委員

先週、全国の特別支援学校の校長会があった。最近話題になっているのは、災害時に福祉避難所として特別支援学校を活用するという意見が挙がっている。しかし、熊本の震災の際には大混乱になったという事例もある。本校は第2次福祉避難所として指定されている。立場の弱い方が最初にどこに避難するか、そこでどのような安全なケアができるのかということを考え、避難訓練や防災マニュアルを作成する必要があると考えている。

伺ったところによると、千鳥小学校や古賀北中学校があるため、まずはそこに一次的に避難してもらい、その後、障がいのある方や高齢者などケアが必要な方を二次的に支援学校へお連れするという事になっているが、一度も避難訓練をしたことが無いということが現状。災害対策を綿密にしないといけないというのが全国的な動きになってきている。

古賀特別支援学校は初等中等部、高等部の2校を別の校舎で抱えている。PTAで水の備蓄等の予算をもっており子どもたち用の物であるため、市民の方が避難されてきた際、使用できるかどうかの判断は難しいところである。実際の有事の際に古賀市からどう搬入してもらえるかなど、連携が必要だなと感じているところである。

事務局

古賀市の福祉避難所は市内に6箇所あり、古賀特別支援学校の2校、玄界高校、福岡県障がい者リハビリテーションセンター、サンコスモ古賀、ひだまり館となっている。

二次的な避難所ということになっているが、実際に一次避難所から支援が必要な方を二次的な避難所に移送できるのか考えると、かなり難しい問題があるのかなと感じているところである。人手の問題や、道路が損壊した場合本当に移送できるのかといった問題等もある。今後、考えていかなければと感じているところである。

実際、マンパワーの問題があり、特に障がいのある方に関しては様々なケアも必要となってくると思われる。現状、福祉避難所に指定している6箇所の施設についてはハード面、施設ということで指定をさせていただいているため、実際にケアできる人材がいるかと考えると、難しい状況である。

ただ、古賀市は福岡県と協定を結んでおり、福岡県が様々な団体と協定を結ぶようになっていることから、古賀市も自動的に他団体と協定を結ぶようになっている。市が県に依頼して、必要な人材を派遣してもらう体制はできているが、大規模な災害が起こった時に、心もとない部分もあるので、高齢者や障がい者の施設などと福祉避難所の協定を結ぶのが良いのではないかと検討もしている。検討すべき点も多く、ゆっくりと進んでいるところ。今後、皆様のお知恵も頂戴しながら進めていきたいとは考えている。

委員

手当ができる施設を福祉避難所とするのが良いと思う。人も、ベッドも、ケアできる器具もあるという場所であれば合理的。

事務局

おっしゃるとおりだが、施設の空き状況や、緊急時に備えて施設を常にかけておくといった指示もできないことから、なかなか難しいところはある。ただ、先進的に様々な取り組みをしているところはある。事例を参考にしながら災害対策を進めていきたいと思っている。

委員

体育館や大きな広場などを一時的に解放して、そこでケアをするほうが合理的。移動させるのは少し不可能に近いように感じる。

事務局

福岡市では、一時避難所に福祉避難スペースを設け、動かすのではなく、その場を区分するといったやり方をされている。そのような方法も併せて検討していきたい。

委員

看護大学にはベッドもたくさんあり、平日であれば、看護職の者もたくさんいる。しかし、福祉避難所には指定されていない。資源があるのに使われていないので、合理的になれば良いと思う。「障がい者の避難行動を実施した」と書いてある部分については、実際は実施していないということか。

事務局

千鳥校区で毎年、防災訓練を実施しており、その中で車椅子の方を避難誘導して参加してもらっている。そういったことで、ここには記載をさせていただいている。

委員

6月3日の県の防災訓練で、障がいのある方をどう避難してもらおうかといった話にはならなかったのか。

事務局

車椅子の方に避難に参加してもらった。

委員

同項目の今後の取り組み及び課題の部分で、「民生委員による避難行動要支援者調査の未回収の方に対して、民生委員を通して制度の周知を図り、引き続き回収を依頼する」とあるが、関連して話をすると、実際に私自身も民生委員をさせていただいた中で、障がい者の個人情報の取り扱いにおいて抵抗を感じた。民生委員だけでは対応が難しい際、福祉委員に伝え協力を要請するが、高齢者の方の情報を公表するのと、障がい者の方の情報を公表するのでは違う。今後の民生委員のヒアリングの中で、統一した対応の仕方を提案してもらえれば動きやすいと思う。

委員

そもそも民生委員だけが回収するものなのか。他の方でも、市としては情報が把握できれば良いのでは。役割が民生委員に集中しているように感じる。

委員

回収できるのは民生委員では。私自身、何かあった時には地域の民生委員に依頼することが多い。

委員

確かに行政からも何かあればすぐに連絡がある。自分の持つ情報をどこまで出して良いのか、非常に気を遣う。

事務局

行政が担う役割は確かに大きいと思う。しかし、地域に根ざして活動していただいている民生委員や福祉委員の方々に日頃から関わっていただいて、信頼関係を築いていただくことが大事だと思っている。我々としては、そこは民生委員にお願いするという形をとらせていただいている。

委員

民生委員以外にも、地域には老人クラブなど様々な組織の役職の方がいると思うが、上手く、つてを使うなど、民生委員会の中で、どのようにすれば登録が伸びるかなど議論はされていないのか。

委員

防災組織の中では個人情報の取り扱いを厳しくしているが、災害時には皆さんに公表する形になっている。ただ、やはり、高齢者の方の情報を出すのと障がい者の方の情報を出すのでは気の遣い方が異なり難しいところである。

事務局

個人情報保護は基本的なことではあるが、災害時には、助けられる命、守るべき命、それをいかに守るのかということが行政の最たる役割だと考えている。非常時はもちろん、個人情報であろうが地域に出すということにはなると思う。基本的には個人情報は厳しく気を遣って取り扱う必要があると考えている。

委員

施策に対して4と評価をされているところはすごく頑張っていると思うが、3と評価されているところはどうか。評価の基準がわからない部分がある。特に4と3の違いはどうか。目標に向かって八割がた頑張っているのは達成していると考えて良いのか。

事務局

各課の判断で評価しているが、福祉課として十分に組み組んでいる所は4と評価させていただいた。目標達成に向け、取り組みを進めているが、もう少し課題があるというところは3と評価させていただいた。

委員

各課の判断で独自の基準で評価しているとのこと。3という評価はもう少し頑張れるところなので、気になる項目があったら、ご意見下さい。

委員

5/8の重点施策の上から2つ目の、福祉的就労の充実と経済的自立の支援の項目について、①のまごころ製品等の販路拡大として、数年前に県の社会福祉大会で、県知事が手に障害福祉サービス事業所で作っている焼酎を持って登壇されたことがあった。県もそれを狙っていたのだろうとは思いますが、それを市に置き換えると、市長に何かを持ってもらって目立つところに出ていただく、既にそういった取り組みをされているのかもしれないが、そういったことがあればなと思った。

委員

今、色々な温泉県だとか市町村がテレビでPRすることが流行っているが、そのような取り組みを古賀市は何かしているのか。

事務局

障害福祉サービス事業所で作ってあるパンやお弁当を市役所やサンコスモ古賀で販売してもらっている。

委員

まごころ製品ではないが、焦しラーメンがあった。

事務局

企業とのコラボ商品として、パッケージに市の職員が写った商品を販売をしていたことはあった。まごころ製品として行ったことはない。貴重なご意見をいただいたので考えていきたい。

委員

宣伝の仕方など、考えていただけたらと思う。まごころ製品ってどういうものがあるのか。都市ごとに異なるものか。

委員

施設で作られている製品の総称。施設ごとに製作している商品は異なる。全国的に共通して「まごころ製品」と呼んでおり、製品は千差万別。

委員

まごころ製品について福祉課だけの意見となっているが、観光課やふるさと納税のお返しの製品にまごころ製品を使ってもらうとか、そういった活用方法も考えてもらえると良いのではないか。

事務局

人権のつどいで、まごころ製品を来場者に配布するなど取り組んでいるところで、すべてをここに記載できていないが、貴重なご意見として検討したいと考える。

4. 「第4期古賀市障害福祉計画」の実績について

事務局

(資料3を用いて説明)

《質疑》

委員

P1ですが、この実績の数値については3月末の数字でないといけませんか。計画を立てる際は平均をとられているが。

事務局

計画に関する県への報告が、毎年度3月の提供分を基に報告するようになっているため、合わせる必要がある。

委員

P6の放課後デイサービスについて、利用者数の数値が増加してきているのは喜ばしいが、テレビばかり見せているという事業所もあると聞いた。ただ数値が増加すれば良いというわけではないので、市も目を光らせてもらえたらと思う。

事務局

サービスを利用させていただく際に、計画相談が必要で、その中で評価、モニタリングを行う必要がある。ご本人やご家族の満足度や事業所からみた達成度等をまとめたものを市に提出するようになっており、必ず利用者のサインが入っているようになっているため、これをもって確認をしているところである。なお、テレビばかりを見させているなど、良くないといった声を、私たちが福祉課の窓口で伺ったことはない。

委員

記入する側は、日頃お世話になっていることもあって良い方につけてしまうこともある。古賀市ではそういったところが無いということが分かったのが良かったが、福岡市の方では現に5~6件あり調査が入ったこともあった。評価は、本当は少し下がると思ってもらってもいいかもしれない。

委員

計画を立てるのは第3者が望ましいが、ほとんどの事業所が自分のところで計画を作り、同系列でやっているところが多い。

事務局

同系列の事業所がされているところは多いので、それが全く正しい評価かというのが判断の難しいところではある。私たちも書類を持参する際などに、連絡なしで事業所へ訪ねて行って事業所の様子を見てみたり、2市1町の障がい児部会などでサービス事業者の質の向上を図ったりしている。又、現在市内に障害児通所支援事業所が7つあり、近隣市町のなかでも多い。そんな中でも古賀市に放課後等デイサービスの事業所を開設したいといった相談を受けることもある。ただ、本当に子どもたちのことをよく考えてくれる事業所なのか、質の話などを切々とさせていただいている。時には厳しい対応もしている。

委員

意思疎通支援事業の部分での実際の登録者は9名とあるが、利用者は2名。この部分
先ほどの進捗状況の中に具体的に書かれていると良いと考える。

委員

意思疎通支援事業は聴覚障害の方のための制度か。自己負担額が高くなると聞いたがど
うか。

事務局

意思疎通支援事業は、聴覚障害の方へ手話通訳士などを派遣する事業である。利用者の
自己負担は無い。

委員

P11の2の福祉施設から一般就労への移行の部分ですが、一般就労された方は3～5年
と長く勤めていらっしゃるのか。一般就労へ移行したが、国の補助がなくなった1年後に
はクビになったという方がいた。実績としてはこれでよいと思うが、2年後、3年後のこ
とは知らないという扱いであつたら障がい者は悲しい。

委員

就職された方のうち何名の方が定着して務められているのかという部分は就労部会
でも問題になっていた。

事務局

この17名というのが、平成29年度に就職した方の実績となっている。平成30年6月
に確認したところ、17名のうち退職された方が5名いらっしゃったが、5名のうち1名は
別の企業へ再就職されたと伺った。よって4名の方が、今はお仕事をされていないという
状況。

委員

就労部会においても、働き手が足りず、かなりの企業から障害者・就労支援センター
より相談があっていると聞いている。雇用の枠が広がっていている状況だと思わ
れる。

委員

初めから雇用できないというのであれば腹は立たないが、補助の対象ではなくなったか
ら辞めさせるというのは、どのような説明をして辞めさせているのかと思う。

委員

少しでも志のある企業を選んでいかなければならないのかもしれない。

委員

実際、自主退職という扱いになっているのではないか。会社から解雇してしまうと、次
の方を雇用することができなくなるので。

事務局

体調不良等の理由で退職となっている方はいる。

委員

トライアル雇用だけで雇用終了されることは就労部会でも事例として問題になっていた。送り出した事業所からも企業にアプローチしていくことが必要という話が出ていた。障がいのある方の人権も守っていかないといけない。

他に質問等はないか。次回から資料の色の部分での改善をお願いします。

皆様、今日は活発なご意見をありがとうございました。この意見がより良い施策の推進に繋がっていけばと思う。

5. その他

・古賀市障害者差別解消支援地域協議会について

事務局

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、同法律の第 10 条において行政機関は当該機関の職員が適切な対応をするように、職員対応要領を定めるようにとの内容が書かれており、平成 28 年度末に古賀市においても策定をしている。

「障害者差別解消法」の第 17 条の規定において、差別に関する相談、対象の取り組みを円滑に行うために障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとなっているが、古賀市ではこちらの協議会を設けていなかった。しかしながら、国の設置手引きにおいて障害者施策の会議体と構成員が重複することから既存の会議体を活用して立ち上げることができるとなっていることから、この古賀市障害者施策推進協議会の委員の皆様、障害者差別解消支援地域協議会の委員の職をお願いしたい。

協議会の役割については第 1 条に記載しているとおりで、具体的には、①事例を共有して共通認識を持つことで、古賀市全体の相談力の向上を図る。②協議会において情報を共有し、アドバイス等をいただくことによって紛争の防止、解決を後押しする。③研修・啓発の内容を検討し効果的な周知のあり方を協議する。というものになっている。委員の構成については、本協議会の委員とし、任期も、本協議会の任期と同様としている。会長は福祉事務所長で、必要に応じて会長が委員の皆様を招集し、会議を開催するようになる。基本的には、毎年、障害者基本計画等の進捗を審議いただく際には、開催させていただきたいと考えている。ご理解ご協力をお願いします。

ケース概要にて、平成 29 年度に相談のあった内容の報告させてもらうが、このケース概要は本協議会終了後、回収させていただく。

(以下、ケース概要により説明)

《質疑》

委員

福岡市では条例を作ることが決定した。古賀市では条例を作ることできないのかもしれないが、課題に書いてあるとおり、市民や事業者への啓発を真剣に、多くやっていただいたら伝わるのではないかと。事業者へは当然のことながら、ある程度のプレッシャーをかけても良いのではないかと。市民への啓発をよろしく願います。

委員

課題の部分での質問だが、行政機関だけでなく民間企業や市民へ継続した啓発が必要とあるが、具体的にこれまでの実績と今後の予定を教えてください。

事務局

差別解消法が平成 28 年 4 月に施行される前の 2 月に商工会の企業内人権同和問題研修推進委員会の全体研修会で、差別解消法のパンフレットを配布、説明している。又、4 月には広報誌や市 HP に差別解消法が施行された記事を掲載し、職員向けの研修も実施。

施行されるときには商工会へも啓発を行ったが、再度、古賀市の事業所向けの啓発も必要かと考える。

委員

学校教育の面ではどうか。人権研修など、これから大人になる子どもたちはどのように情報を受け取っているのか。

事務局

ネットワークこだまの会や社会福祉協議会において、ゲストティーチャーとして、小学校で活動されている。

委員

小学校の 3 年生～4 年生を対象として、ネットワークこだまの会や手話の会の数名の方にゲストティーチャーを依頼して、声のかけ方など、生活に即した内容の授業を行ってもらっている。年間で 3,000 人くらいが受講している。

事務局

市では人権カレンダーというものがあり、その中に障がい者差別の解消を目指し、合理的配慮の話も掲載している。これは全戸配布となっており、見開きで使えるので効果的な啓発になっていると考える。

委員

県が作成しているパンフレットは活用できると思う。ぜひ活用していただきたい。

以上